

別紙2

県立高等学校等における令和5年4月1日以降の部活動実施上の留意事項

1 部活動の実施形態

活動形態	・基本的な感染防止対策を講じて活動
活 動	・「4 部活動実施に当たっての留意事項」を踏まえた上で「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則り実施する
留意事項等	・大会等に参加する場合は、保護者に説明し承諾を得ること ・校内で感染が広がった場合には、感染リスクの高い活動を制限することがある

2 公式大会・コンクール等

- ・大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、可否を決定する。
- ・学校が行う定期演奏会や定期発表会等については、校長の判断の下、可否を決定する。

3 合宿及び県外遠征

- ・合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、行き先の感染状況等を見極め、判断すること。また、計画する際は、移動・食事・入浴・就寝場面等の実施形態を工夫すること。

※キャンセル料の支払いが生じるリスク等を含めて、生徒・保護者に丁寧に説明し、理解を得た上で計画するとともに、状況によりキャンセルとなった場合には、保護者に負担をかけることがないように、キャンセル料が発生しない段階で早めに判断すること。

4 部活動実施に当たっての留意事項

○事前の確認事項

- ・校長は、部活動ごとに活動方針や活動計画を再確認し、生徒・保護者に示すこと。
- ・顧問教諭及び部活動指導員（以下、顧問）は、事前にクラス担任等と連携し、改めて生徒の健康状態を把握すること。
- ・各部活動の顧問は、生徒が自ら基本的な感染防止対策に基づいた部活動を実践できるように指導すること。

○活動前後の留意事項

- ・顧問は、活動前に生徒の健康状態を確認した上で、参加させること。
- ・顧問は、生徒に対して、基本的な感染防止対策（3密の回避、手洗い、換気など）を行うよう指導すること。特に、部室の利用に当たっては3密を可能な限り避けること。
- ・顧問は、生徒任せの活動とならないよう指導・監督に当たること。また、活動後は健康観察を行い、健康状態を確認したのちに帰宅させること。
- ・部活動前後の食事や、集団での移動の際も、基本的な感染防止対策を講じること。

○活動時の留意事項

- ・体育館などの屋内で実施する場合は、十分な換気を行うこと。
- ・運動部、文化部ともに、様々な理由からマスクの着用を希望する生徒に対しても適

切な配慮をすること。ただし、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、マスクを外させるなどの対策を講じること。

- ・歌唱（合唱）や管楽器の演奏、調理等の活動については、別紙1「県立高等学校等における令和5年4月1日以降の授業実施上の留意事項」における「2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項」を踏まえて実施すること。

5 その他

※ 練習等を計画する際は、部活動ごとに活動形態も異なることから、各中央種目団体等が作成している「ガイドライン」等を参考にしてください。

※ 休憩時間（昼食時間等も含む）、活動後の自主練習や自主的活動、部員同士で帰宅する際に感染した可能性があるとしてされている事例があることから、部活動に係る行動全般において引き続き指導をお願いします。

※ 活動に当たっては、生徒及び保護者に対して丁寧に説明し、理解を得た上で行ってください。

※ 学校の管理下外で行われる自主練習や自主的活動については、日本スポーツ振興センターの給付対象外であることに御留意ください。

なお、県教育委員会において、部活動の活動内容等の見直しを図った場合は、改めて各学校へ連絡します。